

5 障第 3741 号
令和 6 年 3 月 27 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 中根 康浩

「新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の
人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
今般、厚生労働省及びこども家庭庁から令和 6 年 3 月 19 日付け事務連絡で、
下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所
の人員基準等の臨時的な取扱いについて全て廃止することが示されましたので、
御承知おきください。

記

1 適用期間

令和 6 年 4 月 1 日から適用

2 廃止となる通知

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について」(令和 5 年 4 月 28 日付事務連絡)
- (2) 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について (令和 5 年 5 月 29 日版)」(令和 5 年 5 月 29 日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について (通知)(令和 5 年 5 月 8 日付 5 障第 400 号通知)

3 感染症集団発生報告書について

令和 5 年 5 月 8 日付 5 障第 400 号通知の 6 の「感染症集団発生報告書」については引き続き、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省)」の 4 に該当にする場合に限り、保健所及び障がい福祉課に電話で御一報いただき、御提出をお願いいたします。

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」一部抜粋

４．社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

担当 福祉部障がい福祉課

TEL (0564) 23-6165/FAX(0564)25 - 7650

Mail shogai@city.okazaki.lg.jp